

(別紙)「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例(案)」に関するパブリックコメント手続で提出された意見の概要と市の考え方
※ご意見は可能な限り原文を尊重して公表させていただいておりますが、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約して掲載させていただいております。

No.	提出方法	条項	意見の概要	市の考え方	条例(案)への反映
1	FAX	全体	・結婚後子供を作らなかったが、教育上のことや、仕事のことを理由に、妊娠3か月で中絶させられた。ルール等の注意が無く、また、聞こえない、文章もわからないため怒られることが多い。小学校、中学校に通っていた時、学校からの帰り道でいじめを受けた。子どものころも教育を受けられず、本も買ってもらえなかった。口話の練習をさせられ、手話を使うことを許されなかった。自分と同じ苦しさを与えない社会を作してほしい。卒業前には仕事の説明をしてほしい。コミュニケーションも難しいことから、卒業前に社会のルールを教えてほしい。会社に入った時、係長が説明してくれたが細かい仕事は難しく、Siriとかを教えてくれたが、コミュニケーションは難しい。苦しかったが、頑張って仕事を続けた。残業後の係長とのコミュニケーションは楽しかった。お酒も飲んでまずいと思った。交流会でいろいろ覚えて、知識も広がった。	本条例(案)において、独自の文法体系をもつ言語としての手話の普及を図ることを基本理念としております。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重する社会の構築を目指し、施策を推進してまいります。 お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
2	メール	全体	手話言語条例と情報・コミュニケーション条例について論じる際には、どちらを選ぶべきかによって異なる目標や利点があります。 ○手話言語条例と情報・コミュニケーション条例を別々にするメリット 1.手話言語の特定のニーズ 手話言語は、独自の言語として認識され、その重要性を強調するために専用の条例が必要とされます。幼い頃から手話を習得するための環境整備が重要です。 2.詳細な対応 手話言語条例は、ろう者または聴覚障害者の手話習得や利用の促進に重点を置くことができます。 ○手話言語を含む一体型の情報・コミュニケーション条例にするメリット 1.包括的なアプローチ 手話だけでなく、様々な障害に対応するための情報コミュニケーションを総合的にカバーできるため、より広範な視点での実施が可能です。 2.効率的な施策 一つの条例で複数の障害に関するコミュニケーション手段を網羅することで、行政の手続きや理解が促進されます。 ○別々にする場合と一体化する場合のコンテキスト ・社会全体の理解と実施 手話言語が言語として認識されていない場合や、特定のニーズがある場合は、別々にすることが推奨されます。逆に、包括的な社会基盤を整備したい場合は、一体化する選択肢もあります。 総じて、どちらかいいかはそちらに一任しますが、別々の条例がいいと思います。包括的な条例の提案は全国的に少ないようです。よろしくお願いたします。	ご意見ありがとうございます。本市の条例(案)では、聴覚障害のある方だけではなく、障害の特性によりコミュニケーション支援を必要とする方を包括的に対象とし、障害の種別や有無に関わらず円滑なコミュニケーションを図れるよう、「手話言語条例」と「情報コミュニケーション条例」の要素を合わせ持つものとしています。	—
3	メール	全体	・「手話言語条例」と「情報コミュニケーション条例」は別々に制定した方が、条例の趣旨を明確に市民に訴えられると思います。ご提示の構成だと盛沢山で、焦点がボヤケます。	本市の条例(案)では、聴覚障害のある方だけではなく、障害の特性によりコミュニケーション支援を必要とする方を包括的に対象とするため、「手話言語条例」と「情報コミュニケーション条例」の要素を合わせ持つものとしています。	—
4	FAX	全体	・聞こえない障害にも色々特性があって、生まれつき聞こえない、言葉も全く話せない、静かな環境なら聞き取れる、少し話せる、中途失聴で聞こえる人と変わらないように話せるなど様々です。手話を言語とする人もいれば、てにをはが苦手で伝わりにくい文章の方もいます。 なので、聞こえないとはこういう事！と決めつけない柔軟で随時対応できる条例を作って欲しいです。そしてどんどん試行して改善して欲しいです。	お寄せいただいたご意見を踏まえ、聴覚に障害にある方についても、ろう者の方だけでなく、人生の途中で聴覚に障害を負われた中途失調・難聴者の方や、聴覚及び視覚双方に障害のある盲ろう者の方など、様々な障害の特性に応じた支援に取り組んでまいります。	—
5	メール	全体	・これまで障害の有無に関わらず、色々な人との交流できる企画に参加する機会が多々ありました。でも、視覚と聴覚の両方に障害ある自分に対して、話しかけてくれる人はおらず、とても淋しい思いをしてきました。「見えない・聞えない」盲ろう者は、どこに誰がいて、何を話しているのかが自分では把握できず、相手から話しかけてこない限り、自分からは話しかけることができません。 視覚と聴覚の両方に障害があり、求めなければ情報が入ってこない。いろいろな処に参加しても、配られるのは紙の資料。紙の資料をもらっても、拡大鏡などで内容を読むのに、時間がかかって、大変。 紙資料ではなく、事前にデータとしての資料がもらえれば、これ自分で点字に変換したり、工夫して、内容の把握と理解がある程度できる。同じ障害を持つ仲間でも、そこまでの配慮にはなかなか気づいてくれない。それは盲ろう者という認識から目を背けているようにも感じていることが社会に見え隠れしているのを感じている。 この先、大災害などのあらゆる場面の中でも、視覚と聴覚の両方に障害を持った盲ろう者を見かけても、遠慮してコミュニケーションの支援をしないことには、情報の支援をしないことと等しいです。この条例によって触手話を理解していただき、盲ろう者が孤立せずコミュニケーションの支援をできるだけ行い、同時に情報の支援にも決め細かい配慮ができるようにしてほしい。そして、周囲から見た盲ろう者への理解と認識を周知してできるだけ支援と配慮に努めていける社会を望みます。	盲ろう者の方など、様々な障害の特性に応じた支援を行うこととしております。 また、災害時の支援についても、障害の特性に対応した情報発信や避難所等でのコミュニケーション支援について規定し、施策を進めてまいります。	—
6	メール	前文	・冒頭、“手話は、日本語等の音声言語・・・”と記載されています。本条例は、千葉市在住の外国人にも配慮した内容としていただきたい。	「日本語等」と日本語は例示として記載しています。お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
7	メール	前文	私たちは中途失聴者・難聴者を支援し共に活動しています。手話言語の普及だけでなく障害特性に配慮したコミュニケーション支援に関する条例が制定されることに、賛同いたします。 聴覚障害者のコミュニケーション手段として手話が認知されていますが、手話のできない聴覚障害者も多数います。特に中途失聴者や難聴者にとって要約筆記や筆談は重要な手段であり、これらの方法がコミュニケーションの鍵となります。 条例の前文で中途失聴者や難聴者にも触れてこれらの手段の重要性と利用促進を明確にしたことは、一般社会への啓発につながると考えられます。 この条例が実施されることで、様々な障害者のコミュニケーション手段が認知され、社会全体の理解と協力が進むことを期待しています。障害者が安心して生活できる環境が整い、誰もが住みやすい社会になることを願っています。	障害の種別、有無にかかわらず、全ての人が円滑にコミュニケーションできるよう取り組んでまいります。	—

No.	提出方法	条項	意見の概要	市の考え方	条例(案)への反映
8	メール	前文	・「明治13年にイタリアの～普及促進に努めていく必要がある。」の記載について、千葉市が本条例で手話を言語であると明言されているのかどうか、曖昧に受け取れます。また、「法律で手話が言語として位置づけられ、障害者権利条約が批准された」→「その事実を正しく認識すること」＝「手話は言語である」にはなりません。「ろう者が手話で生きること」そのものを権利(生存権)として保障することが必要であり、そこを明記していただくことを希望いたします。 人は、言語を獲得して人間になるといわれます。だからこそ私たち人間は言語教育をととても重視します。植民地支配の際言語政策を行うのは、単にコミュニケーションツールを統一させるためだけではありません。人は言語を獲得することによって「私を生きる」ことができるのです。手話言語法はそれを明記し、聞こえる人間が多数派を占める社会のなかで手話で生きるろう者の人権を認め保障するためにその必要性が叫ばれています。言語保障あって初めて情報・コミュニケーション条例が成立し得ることを、本条例において聞こえる人たちにも理解していただけたら、千葉市は真に豊かで誰もが暮らしやすい地域になるものと確信します。	第1条において、「手話が独自の文法体系を持つ言語」と定めておりますが、ご意見を踏まえ、手話言語の定義を加え、手話が日本語等の音声言語と異なる視覚で表現する言語であることを明記します。今後も、手話言語を獲得又は習得、使用等する権利を守るための環境整備を進めてまいります。	○
9	メール	前文	「言語は、事実や思いを表現し伝え、人同士がコミュニケーションをとるために不可欠なものである。障害者のコミュニケーションについては、手話言語、点字、要約筆記、触手話など、様々な支援が整いつつあるが…」の記載について、手話言語とコミュニケーション手段が混在した表現になってしまっているように読めます。この段落は情報・コミュニケーション条例部分を語るところとして書かれたものと推察されますが、手話言語条例の部分で保障されるべき「5つの権利(①手話を獲得する、②手話で学ぶ、③手話を学ぶ、④手話を使う、⑤手話を守る)」とは明確に分けて読める形にさせていただけるよう希望いたします。	基本理念等で手話言語の獲得又は習得、使用等の権利を守るための環境整備や将来世代への継承を位置付けるとともに、施策の一つとして学ぶ機会の提供を位置付けております。	—
10	メール	第1条	・10年以上障害者支援に携わる仕事をしています。沢山の障害者に会いましたが、聞こえない人は3人でした。聞こえない人と聞こえる人の共生が進まない原因がわかり、互いに安心安全に生活できる社会を作っていくことが必要だと思います。	多様な障害の特性に応じたコミュニケーション支援に取り組み、障害の有無にかかわらずともに助け合う地域共生社会の構築を目指します。	—
11	メール	第2条	・手話言語と表現されていますが、序文、第2条用語の定義のどちらもコミュニケーションツールとして手話がある(だけの)様に読めます。手話言語を明確に表現してください。	第1条において、「手話が独自の文法体系を持つ言語」と定めておりますが、ご意見を踏まえ、手話言語の定義を加え、手話が日本語等の音声言語と異なる視覚で表現する言語であることを明記しました。	○
12	メール	第2条	・「手話」が日本語とは違う文法体系を持つ言語であることをわかりやすく載せて頂きたいです。 (理由:第2条(6)コミュニケーション手段 に「手話」が他の手段と並列に記載されることで独自の言語であることが伝わらないことが懸念されるため。)	第1条において、「手話が独自の文法体系を持つ言語」と定めておりますが、ご意見を踏まえ、手話言語の定義を加え、手話が日本語等の音声言語と異なる視覚で表現する言語であることを明記しました。	○
13	メール	第2条	・用語の定義に、千葉市が考える「言語」を明示していただくことを希望します。「独自の文法体系を持つ言語」という表現は、音声言語とは異なる…という特性を記すに止めた表現になっています。手話という言葉や手話で生きる人がいることの理解につながる定義を希望いたします。 言語の定義を明確にすることは、手話を言語として生きる市民のみを保護するに留まらず、意思表示が困難な重度障害児者の権利保障につながるものになると考えます。	お寄せいただいたご意見は、条例の内容を周知していくにあたっての参考とさせていただきます。	—
14	メール	第2条	・「コミュニケーション支援者」の記載について、手話通訳者や触手話通訳者は、コミュニケーションを支援するだけでなく、ろう者や盲ろう者の言語保障を行う者でもあることを明記していただくことを希望いたします。	お寄せいただいたご意見は、条例の内容を周知していくにあたっての参考とさせていただきます。	—
15	メール	第3条	(基本理念) 2 市等は、障害特性に対応した手法による情報提供により、障害のある人が情報を十分に 理解し、必要な情報を選択し意思決定できることを保障するものとする。 【意見】 上記の意思決定ができるためには、幼少期から本人が一番わかる方法で情報提供が行われ、コミュニケーションを積み重ねられることが不可欠であることをご理解いただきたい。その前提がない中で、ある時突然、手話通訳をつけて説明したのだから、「情報提供は十分でしょ?さあ決めてください。」と言われても、理解も意思決定もできず、更なる苦痛を与えてしまうことになる。 一例として、初めて一人で受診した時のことを参考に思い出していただきたい。幼少期から風邪等で受診した際に、医師と保護者のやり取りをきこえる私たちは自然と聞き、その経験を無意識に蓄積してきた。そのため、ある程度の年齢になったときに、医師に何を訊かれるか、何を伝えれば適切な治療を受けられるかを予測、理解したうえで一人で受診することができた。きこえない子どもには、この経験と蓄積がない。成人したから、手話通訳をつけたんだから医師の問診に的確に答え、主体的に医療を受けると言われてもそれは不可能である。 このような背景を理解していただき、大事な基本理念である意思決定の保障が真の意味で成しえるように、一時的、断片的な情報提供で終わらない様、社会への理解、啓発をお願いしたい。また、きこえない子どもたちが努力しなくても分かるコミュニケーション方法で生き生きと学び、伸び伸びと育ち、たくさんコミュニケーションの蓄積の中で、自信を持って自分の意見を伝え、他者との関わりを持ちながらたくましく生きることのできる環境整備と、きこえない子どもをもつ保護者への幅の広い情報提供、相談の充実を望む。	第11条で学ぶ機会の提供として、市民が手話言語又は障害者のコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供に努めることとしております。障害者が情報を理解し、必要な情報を選択して意思決定できるようにするためには、障害の特性に応じたコミュニケーション支援が重要であることを市民等や事業者皆が共有する社会を目指して取り組んでまいります。	—
16	FAX	第3条	千葉市の手話言語条例(案)第3条の2 基本理念の部分について。 誰でも手話を学ぶことができる機会があれば、市民みな手話でコミュニケーションがとれればよいのにとします。ろう者も耳のきこえる人々も自由に意志を伝えられる環境を幼稚園・保育園の頃から作り上げ、将来その子供達は障害のわけへだてなく助け合い明るい千葉市を築く担い手となるでしょう。心豊かにすこやかに育つ子供達の将来を作る教育を千葉市から発信できたらよいです。	第11条で学ぶ機会の提供として、市民が手話言語又は障害者のコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供に努めることとしております。障害者が情報を理解し、必要な情報を選択して意思決定できるようにするためには、障害の特性に対応したコミュニケーション支援が重要であることを市民等や事業者皆が共有する社会を目指して取り組んでまいります。	—
17	メール	第3条	・第3条 基本理念に、幼少期から聞こえないことがわかった場合、本人またその家族、支援者が手話言語を学ぶ環境を整備することを明記していただきたいです。 (理由:第3条の文章では「獲得及び習得」と書かれているが、それが聞こえない子供を主語とすることがわかりにくいため。)	手話言語については、聞こえない子どもだけでなく、途中で聴覚に障害を負った方や、聞こえにかかわらず手話の習得を希望する方に対しても環境整備を進めるものであり、原文のままとします。	—

No.	提出方法	条項	意見の概要	市の考え方	条例(案)への反映
18	メール	第3条	・「使用する権利」の記載について、「使用する」はツールとしての手話しか語られていません。手話で生きる権利の保障もあわせて希望いたします。	基本理念等において、手話言語の獲得又は習得、使用等を保障するための環境整備に努めることとしております。	—
19	メール	第4条	・第4条が、市の責務となっています。しかし、第7条から第14条も市の責務だと思います。条文の構成の見直しが必要だと思います。	第4条は市の責務の原則について、第7条以降は市が進める具体的な施策の推進の内容について、区分して記載しております。	—
20	メール	第4条	・市の責務について、言語保障、情報・コミュニケーション保障を行う者の設置及び派遣は市の最重要の責務であると考えます。それは正規職員が行うべきものではないでしょうか。他市では災害時、非正規雇用であることを理由に手話通訳者の現地派遣が認められませんでした(後に正規職員として採用され、被災地に派遣できたそうです)。 また、「障害者」は「支援される者」ではありません。健常者と同じ一市民です。言語保障、情報・コミュニケーション保障が十分になされれば、「支援する者」になることができます。助け合い、支え合えるまちづくりのためにも、「障害の医学モデル」から「障害の人権モデル」へのパラダイムシフト実現に向けた市政を希望いたします。	市役所の設置手話通訳者につきましては、専門性を活用し、極めて限定された特定の業務に従事するなどの特性から会計年度任用職員として採用しており、職務遂行上必要となる知識や技術、職務経験などを踏まえて処遇しております。お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。 また、本条例においては、障害者基本法などで示された障害についての社会モデルを踏まえ、障害者を「障害または社会的障壁により継続的又は断続的に、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」ととらえるとともに、市民等を障害の有無に関わらない定義とし、互いに協力して取り組むものとしております。	—
21	メール	第5条 第6条	・市民や事業者等が役割を果たすためには、市の積極的な働きかけが重要ではないかと考えています。実際、きこえないことを理由に本人の同意なく自治会役員から外されたり、就労を断られたりすることが少なくありません。合理的配慮は市民や事業者等の負担になるものではなく、利益や活性化につながることを、具体的に示していくことも必要ではないかと思います。 言語保障は生存権の保障であるすると、公的保障だけで対応できるものではありません。「市の施策に協力する」といった他人事の役割ではなく、日常的に一緒に暮らしている市民、職場、利用事業所等との連帯が必要と考えます。	本条例においては、市民等を障害の有無に関わらない定義とし、障害の有無にかかわらず互いに協力して取り組むものとしております。障害の有無で分け隔てなくともに助け合う地域共生社会を構築するための取組を進めてまいります。	—
22	FAX	第7条	・手話通訳になるための養成講座を拡充してほしい 現在は県の養成事業と合わせて5年間必要だが、若い通訳を増やすには、もっと短期に養成してほしい	かねてから同様の要望が多く寄せられていたことから、令和6年度より手話奉仕員養成講座を1クラスから2クラスに拡充しております。なお、手話通訳者は、手話の技術だけでなく、相互の言語のニュアンスを正しく理解し伝えるノウハウや、ろう者の方の思いに寄り添う役割も担っており、その質を維持向上するためには一定の養成期間は必要と考えております。	—
23	FAX	第7条	・言語としての手話を普及させるため、若い手話通訳者の養成は必須の課題です。 そのためには手話通訳者の待遇改善が必要であり、条例の施行に伴い設置通訳者の正職員としての採用をご検討いただけると幸いです。	市役所への手話通訳の設置につきましては、専門性を活用し、極めて限定された特定の業務に従事するなどの特性から会計年度任用職員として採用しており、職務遂行上必要となる知識や技術、職務経験などを踏まえて処遇しております。お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
24	FAX	第7条	・若い人が手話通訳者になりたいと思える身分保証、待遇面の改善があればと思う。	施策の一つとして、手話通訳者をはじめとしたコミュニケーション手段の提供に係る体制の整備及び充実に努めることとしております。 お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
25	FAX	第7条	・設置通訳を正職員(千葉市公務員)として認めてくださるよう要望いたします。賃上げと福利厚生 の充実を要望します。現在の設置通訳の収入だけで生活を維持することは困難な状況です。私が関わるようになった30年以上前から改善されていないそうです。登録通訳者・通訳士の待遇改善も要望します。	市役所の設置手話通訳者につきましては、専門性を活用し、極めて限定された特定の業務に従事するなどの特性から会計年度任用職員として採用しており、職務遂行上必要となる知識や技術、職務経験などを踏まえて処遇しております。お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
26	FAX	第7条	・千葉市の通訳派遣は24時間体制、素晴らしいシステムで、沢山の聾者が助けられています。このシステムを担っているのは主に登録通訳者ですが、絶対数が不足しています。絶対数を増やす為には今後若い方々に通訳者・通訳士を目指していただかねばなりませんその為にも待遇改善は必要と考えます。	施策の一つとして、手話通訳者をはじめとしたコミュニケーション手段の提供に係る体制の整備及び充実に努めることとしております。 お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
27	メール	第7条	・第12条の手話通訳者の設置、派遣は会計年度職員や納税者ではない登録通訳者で現在のままでしょうか。「第4条 市の責務」に含み、習志野市のように正職員として採用して、身分保障をお願いします。安定した職業として手話通訳者が存在し、手話を職業として目指す若い方が増え、聴覚障害者の暮らしを豊かになることを望みます。(40年前に生活保障がなく手話通訳者をあきらめた者です)	市役所の設置手話通訳者につきましては、専門性を活用し、極めて限定された特定の業務に従事するなどの特性から会計年度任用職員として採用しており、職務遂行上必要となる知識や技術、職務経験などを踏まえて処遇しております。お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
28	メール	第7条	・手話通訳を目指しています。今年手話奉仕員講座がない年なので1年待たなければなりません。毎年開催されるとよいと思います。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
29	メール	第7条	・同性介助が出来るよう男性の手話通訳者が増えるとうよいと思います。通院、排泄介助、入浴介助、健聴者と同様の権利があると思います。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—

No.	提出方法	条項	意見の概要	市の考え方	条例(案)への反映
30	メール	第7条	・手話通訳の方が生活に困ることがないように収入が保障されることが必要だと思います。	施策の一つとして、手話通訳者をはじめとしたコミュニケーション手段の提供に係る体制の整備及び充実に努めることとしております。 お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
31	FAX	第7条	・男性の手話通訳者を増やしてほしい(病院の通訳には男性の病気もあるため、同性の通訳がほしい)。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
32	FAX	第7条	・教えられる講師の育成にも力を入れてほしい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
33	FAX	第7条	・手話通訳者が安心して生活出来る仕事としての良い待遇を。	施策の一つとして、手話通訳者をはじめとしたコミュニケーション手段の提供に係る体制の整備及び充実に努めることとしております。 お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
34	FAX	第7条	・手話通訳者が安心して生活できる仕事として良い待遇。	施策の一つとして、手話通訳者をはじめとしたコミュニケーション手段の提供に係る体制の整備及び充実に努めることとしております。 お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
35	メール	第7条	・男性の手話通訳者を増やして欲しい。その為にも、男性が生活力を持てる待遇にして欲しい。手話通訳を専門職として、非職員でなく業務上の権力がある正職員にして手話通訳者が安心して生活できる仕事としての待遇にして欲しい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
36	FAX	第7条	・通訳者のため学校をつくってほしいです。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
37	FAX	第7条	・聴覚障害の生徒、学生への支援の拡大のため、手話通訳者を増やしていただきたいです。手話通訳者を目指す若者が増えるよう、職業の地位向上のためにも千葉市の職員としての正規雇用をお願いしたいです。聴覚障害者、またその関係者のニーズに答えられるよう、千葉市の職員としての手話通訳者を増やしていただきたいです。	市役所への手話通訳の設置につきましては、専門性を活用し、極めて限定された特定の職場と業務に専任されるなどの特性から会計年度任用職員として採用しており、職務遂行上必要となる知識や技術、職務経験などを踏まえて処遇しております。お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
38	FAX	第7条	・連絡方法が電話だけになっていることが多い。 聞こえない方は電話対応が難しいのでFAXやメールでも連絡ができることが望ましい。例えばカードの紛失時など本人確認ができないため、とても不便である。アプリなどのテレビ電話やチャット機能などが使えると良いと思う。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
39	FAX	第7条	京成線にもっと視覚情報を 私は京成線を利用して通勤しています。 つくづく、京成線は視覚情報が不足していると強く思います。 改札口に発車予定時刻が表示されるモニターがついていない駅があります。また、電車が遅れているときにホーム上ではその情報を音声による放送以外で流している様子がなく、駅員に聞くために一階に降りようにもその間に電車がきてしまったらと思うと動けませんでした。 電車に乗車中、社内に次は何駅と表示されるモニターがついておらず、窓から見えるホームはどの駅なのか駅名を探してもみつけれられるかどうかというレベルで駅名の案内板が少なすぎます。 これは耳が聞こえない人達だけでなく、音楽をイヤホンで聞いている方や高齢者も時折、慌てて駅名を確認する様子を見かけます。 電車もできたら、全車モニターがついてるようにお願いしたいと思います。 もっと看板や文字表示モニター(モジュール)など、視覚情報を積極的に取り入れるようお願いしたいと思います。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
40	メール	第7条	・東京の美術館のHPを見ていたら、予約制ですが手話ガイドがある日がありました。 千葉の美術館や博物館でもそういうサービスがあるといいと思います。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
41	メール	第7条	・駅の窓口がインターホンになっているところがあるので聞こえない人は不安だと思います。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
42	FAX	第7条	・幕張メッセ(花友フェスタ)抽選会は当選が放送なのでろう者が参加できない。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
43	FAX	第7条	・TVコマーシャルに手話が必要です(内容わかりにくい)。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—

No.	提出方法	条項	意見の概要	市の考え方	条例(案)への反映
44	FAX	第7条	・街のドライブスルーは声での注文だけなので手話必要な方は使えない(レーンを設けるかTVのようにする)。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
45	FAX	第7条	・選挙投票所では紙の違いや質問ができないので通訳必要。	全ての投票所に投票に来られた方からの質問や依頼をイラストで分かりやすくまとめた「コミュニケーションボード」を設置し、指差しでコミュニケーションが取れるようにしています。また、ホワイトボードを設置し筆談対応も行っております。 今後も投票環境の向上に努めてまいります。	—
46	FAX	第7条	・冷蔵庫の開けっぱなしはブザー以外にもランプをつける。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
47	FAX	第7条	・電車が急停止長い間停止するときは、社内の電光掲示板に聞こえにくい人(放送を聞き逃した人)の為に案内お知らせを流して欲しい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
48	FAX	第7条	・千葉都市モノレールの無人駅に駅員さんを配置してほしい(障害者割の手続きのために対面で会話が必要)。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、乗車券については、障害者手帳やミライロIDをお持ちであれば、券売機で割引後の料金のものでご購入いただき、改札をお通りいただくことができます。	—
49	FAX	第7条	・電車の車内放送を車内のテレビに緊急情報として文字で良いので流してほしい(何故、遅れているのか、止まっているのか不安になるのを防ぎたい)。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
50	FAX	第7条	・居酒屋やファミレスなどに、手話ができる店員さんがいれば良いと思う(挨拶程度でも良いから手話ができる事が分かれば、ろう者も店に入りやすくなる)。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
51	FAX	第7条	・職場で手話ができる人が増えれば良いと思う(仕事関係の話も手話で話したいし、筆談よりも簡単に意思疎通できると思う)。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
52	FAX	第7条	・千葉市障害者スポーツ大会、陸上に光刺激スタートシステムを導入してほしい(ろう者も聞こえる人と同様にスタートをしたい。平等に競いたい)。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
53	FAX	第7条	・デパート、スーパーマーケット、ドラッグストアなどのアナウンスの文字シート(パネル画面)があれば、いい買い物になりそう。レストランなどの呼び出し、ココスのように、タッチパネルで受付番号を入れて、パネル画面に呼び出し番号が表示されて分かりやすかった。ATMに電話だけだと対応できないので、パネル画面にアプリのJ-TALKがあれば、対応出来たらいい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
54	メール	第7条	・自動券売機やコインパーキング、高速道路の無人料金所など、困った時の連絡手段が音声のみで、聴覚障害者は聞こえないのでコミュニケーションがとれない。手話で会話できるようビデオ通話できることが一番だが、少なくとも文字で表示してもらえるようにしてほしい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
55	メール	第7条	・電車内の電光掲示を最新のJR並みにしてほしい。もしくは、駅のあらゆる箇所に駅名を表示してほしい。今どこの駅かわからず苦勞することが多い。また、電車がしばらく動かない場合など、音声アナウンスの多いので、文字でもアナウンスしてほしい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
56	FAX	第7条	・外食時、メニューと注文を店で提示してほしい。会計の時マスクをはずして口話してほしいが、言葉が難しい。あって「駐車場と、保冷剤と、ケチャップ袋と、ソース袋と、映画のチケット持つ人外食割引とポイント使いますか？」など。色々難しくて見ればわかるようにしてほしいです。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
57	FAX	第7条	・URIに住んでいるが、中国人が増えて生活のルールが守られていない。多言語の対応を増やしてほしい。	お寄せいただいたご意見は、住宅管理事業者にお伝えするとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
58	メール	第7条	・モノレール駅などの無人駅での緊急連絡方法、乗り過ぎしの精算(インターホン形式)に困っている。また、銀行のATMでの連絡方法(現在はインターホンのみ)に困っている。市駐車場などの出入り口の精算についても、インターホンのみで困っている。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
59	FAX	第7条	・店にいった時は注文しますがタッチパネルのやり方がわかりません。店の人に頼んでもらっています。老人のことです。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—

No.	提出方法	条項	意見の概要	市の考え方	条例(案)への反映
60	FAX	第7条	・一人で千葉市にある医療機関で健康診断や人間ドックを受ける時や診察を受ける時に、できれば手話ができるスタッフをつけてほしい。難しいのであれば、筆談、UDトークなどのコミュニケーション支援アプリの導入や合図などの配慮をしてほしい。 (理由: 毎回医療機関に入ったら受付スタッフにお願いをしているのに配慮してくれなかったりするので、どこの医療機関に行けばいいかためらってしまいます。)	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
61	FAX	第7条	・JR千葉駅のみどりの窓口の順番待ちがLINE(matoca)でお知らせできるようになり、ありがたいですが、窓口の呼び出しアナウンスが音声だけなので、番号も表示できるようにしてほしいです。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
62	FAX	第7条	・飲食店のウェイターさんがほとんどマスクで対応されており、読みとれない。メモかスマホでの筆談の対応もお願いできるといいなと思っています。またメニュー表に指差ししていただけるとありがたいです。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
63	メール	第7条	・有料駐車場、無人駅等、公共の場所には音声情報と視覚情報の両方を備えていただくことを希望いたします。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
64	メール	第7条	・「やさしい日本語版」は、一文一文を短く(一文一意味程度で)書いていただくことを希望します。言語教育を十分に受けてこられなかったきこえない人の多くは、パブリックコメントとは何か、市に何を訴えればいいのかも分かりません。文章の読解力・表現力のある方でも、自らの「声」を市政に届けることには高いハードルがあります。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
65	メール	第7条	・きこえない人は高齢者ほど言語教育を十分に受けてこられなかった背景を持っています。文書を出す際は、手話動画つきを希望いたします。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
66	FAX	第7条	・ろう者向けの老人ホームは全国でもほとんど無いため、先駆けとして設立できたら良いなと思っています。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
67	メール	第7条	私は自分の体験から、身近に耳の聞こえない人や障害を持っている人がいない限り、そこに思いを馳せる機会を持つことは難しいのではないかと思います。どうしたら、手話に興味を持ってもらえるのでしょうか。私は「手話カフェ」を提案したいと思います。 インターネットで検索してみると、他県や千葉県では流山市に「手話カフェ」は存在しているのですが、千葉市にはないようです。 「手話カフェ」があれば、実際に手話に接することができることから興味を持つ機会を得られると考えました。そして耳の聞こえない人や障害を持っている人との交流の場になる事も期待され、多様性を意識し共生社会にも繋がっていくことも期待できると考えました。 そして「手話カフェ」で提供される食事や飲料は、千葉市内にある障害を持っている人が作るクッキーやケーキ、コーヒーや紅茶など(社会福祉法人 オリーブの樹など)から仕入れることで、千葉市全体でインクルーシブ社会の実現に一歩近づけるのではないのでしょうか。 「手話カフェ」、ぜひ実現してほしいです。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
68	FAX	第7条	・高齢化社会になり、聴覚障害者の方も老人ホームへ入居される方が増えています。条例の施行に伴い既存の民間老人ホームに補助金を支給し、聞こえない方専用のスペースと手話通訳者の配置をご検討いただけると幸いです。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
69	FAX	第7条	・高齢者施設に入所された聾者が手話を使って会話ができず、さびしい思いをしている現状があります。高齢者施設に聾者対象枠の設置と通訳者の常駐を希望します。聾者枠設置及び維持の為に千葉市が補助するための予算をとってくださるよう要望します。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
70	FAX	第7条	・ろう者のたまり場を。私は千葉市に移り住んで日が浅いですが、千葉市住みの長い先輩たちから聞くには稲毛に千葉市聴覚障害者協会事務局を構えていたころは相談に行きやすく、またそこに居合わせたろう者たちとおしゃべりができたり、すごくよかったのだそうです。今の事務局はただ机1台分と収納が十分でない狭いスペースで、とても中に入って気軽におしゃべりできる環境ではないです。そのビルの周囲には喫茶店也没有せん。 もし制定されたなら、本当の意味での千葉市聴覚障害者協会事務局の施設をお願いします。 (例:・千葉市聴覚障害者協会の事務所・広い休憩室(手話カフェ)・ろう相談員スペース・講座が開ける広い部屋・手話通訳派遣センター・ワークホームデフ)	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
71	メール	第7条	高齢者入居施設、障害者入居施設、入院施設に手話ができる人が必要だと思います。 車いすからベッドへ移乗の時、入浴介助の時、トイレ介助の時、マスクをして口の動きもわからない、筆談も難しい状況で危ないです。 「つかまってほしい」「立ってほしい」「座ってほしい」「待ってほしい」「動かないでほしい」コミュニケーションがとれないと危ないし、「伝わらない」が「できない」と思われ、スタッフが全介助する結果、ADLが低下になる場合があります。聞こえない側からしたら、「わからない」から「こわい」になり「怒る」になり、薬が増えたり、抑制されたりしてQOLが低下すると思います。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—

No.	提出方法	条項	意見の概要	市の考え方	条例(案)への反映
72	FAX	第7条	・アパートを借りるときに、耳が聞こえない理由で入居拒否をしないでほしい(耳が聞こえない人にも、住居を選ぶ権利がある)。	市内不動産団体へ「障害者差別解消法」の合理的配慮などの周知を行ってまいります。また、高齢者や障害のある方などの入居を拒まないセーフティネット登録住宅(国の住宅セーフティネット制度により登録された民間賃貸住宅)の登録促進に努めてまいります。	—
73	FAX	第7条	・老人ホームに、ろう高齢者の枠を入れてほしい(仲間が作れず、孤立してしまう恐れがある)。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
74	FAX	第7条	・携帯電話やクレジットカードの申請などの時に『本人確認』があると困る(本人がオペレーターを通じて話しているのに、断られるのは残念に思う)。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
75	FAX	第7条	・毎週、ろう者が集まってコミュニケーションができる場所がほしいと思う(手話でコミュニケーションをすることで、安心感、楽しい時間を過ごせるから)。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
76	FAX	第7条	・聞こえない人も高齢化になり、救急搬送も増えているが、実際は夜間手話通訳がすぐに付かないことでコミュニケーションの不安から朝まで我慢する方もいる。少しでも不安を軽減するために、救急隊員、消防隊員、病院スタッフ、警察官など手話を使えるようになってほしい。「手話通訳者の有無の確認、バイタルチェック(血圧など数値の表現)」など通訳者が病院に到着するまでの”つなぎ”ができればと思う。聞こえない人たちの命や権利を守るため安心して救急要請、警察相談しやすいような体制にしていほしい。コミュニケーションの連携ができると聞こえない人にとっても安心だと思う。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
77	FAX	第7条	・公共施設などの駐車場の精算機にQRコード(アプリのミライロなど)があったらいい。障害手帳をカメラに向けてもなかなかバーが上がらなかった。時間がかかり困った。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
78	FAX	第7条	・映画館全館、期間中全日、日本語字幕版と字幕めがね貸出を設置したい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
79	FAX	第7条	・老人ホームにろうあ高齢者の設けてほしい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
80	メール	第7条	・千葉市運営の手話カフェができてほしい。聴覚障害者の雇用促進と共に、市民へ手話や聴覚障害者への理解が進むと思われる。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
81	メール	第7条	・手話通訳者を、手話通訳の仕事だけで生活できるような収入のある仕事にしてみたい。手話通訳者として活動したいが、今の仕事の収入と待遇と比べ格差がありすぎて、辞められない人も多いと思う。	施策の一つとして、手話通訳者をはじめとしたコミュニケーション手段の提供に係る体制の整備及び充実に努めることとしております。お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
82	FAX	第7条	・県の新社会福祉センター同様、千葉市も建ててほしい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
83	FAX	第7条	・老人ホームに聞こえない聾啞高齢者の枠を設けてほしい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
84	メール	第7条	・老人ホームに入居している聞こえない高齢者は老人ホーム内で独りぼっちになり、豊かな老後生活が過ごせません。聞こえない高齢者がいる老人ホームでは手話のできる職員がいたら嬉しいです。聞こえない高齢者が一緒に老人ホームに入居できる枠(ユニット形式)を設けて欲しい。または、聞こえない高齢者のケアハウスとかグループホームとかなんらかの施設があれば、聞こえない高齢者たちは一人ぼっちではなく、自由に手話で生活できて人間らしい老後生活が過ごせると思います。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—

No.	提出方法	条項	意見の概要	市の考え方	条例(案)への反映
85	メール	第7条	・手話を広めたい、手話で相談したい、手話で情報交換したい、手話で交流したい、手話で知識、教養を得たい、など聞こえない人たちの幅広いニーズに対応できる場が千葉市にはありません。県レベルでは千葉聴覚障害者センターがあります。政令都市である千葉市も堺市などのように情報提供センターがあれば嬉しいですね。そのような施設があれば災害などの対策本部および聞こえない人たちの避難所にもなれて効率的だと思います。 この条例が制定されれば、一般市民の手話への関心は高まる事でしょう。その高まりに応じる為にも、手話を学べる場があれば共生社会を目指す上で、大きな支えになれると思います。ハーモニープラザのことぶき大学廃止、千葉市の小学校など施設廃止がありますが、そのような資源を千葉市の障害者が有効に利用できるようなればいいのでは、と思います。例えばハーモニープラザの広いワンフロアを千葉市聴覚障害者協会が自由に使えたら、色々聴覚障害福祉の拠点にもなりうるのではないのでしょうか。 県では県社会福祉センターが新しく建てられました。そして県と関わりのある障害者団体も含めて色々な団体に場を与えております。政令都市である千葉市もぜひ同様な場を建てられたら、千葉市と関わりのある障害者団体などは大いに活動出来て、共生のある地域社会へ寄与できるのでは、と思います。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
86	FAX	第7条	・聞こえない子どもたちが放課後に集まれる場所(ルーム)があったらいいと思う。そこにはどんな子どもたちも行けて手話、日本語で筆談や絵でもなし、遊べたらいいと思う。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
87	FAX	第7条	・病気の体験者として、ぴあサポート活動を行っているがそのサポートサロン(現在は病院とオンライン)に聞こえない人も参加できるよう手話のできるサポーターがいたらいいと思う。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
88	FAX	第7条	・聞こえない人もきこえる人も盲ろうの人も集まれるカフェ居場所があったら(千葉市に常設)いいと思う。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
89	FAX	第7条	・老人ホームに聞こえないろう高齢者の枠を設けてほしい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
90	FAX	第7条	・ろう者のみでなく、一般の方々も気軽に来てもらうように事務局付きの手話カフェを作って、ろう者が困っていることがあったらすぐ駆けつけることもできて、そして、手話の普及率を高めつつ、地域社会の活性化に貢献できるようにしたい。 (理由:昔、稲毛駅近くのビルを借りて事務局として利用されていたとの情報があり、昔みたいに千葉市だけの事務局をもう一度作ってみんなで集まってしゃべりたいとのたくさんの声をいただいております。)	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
91	FAX	第7条	・ろう者向けの不動産でもいいのでバリアフリーの物件満載の不動産を増やしてほしい。(ろう者が部屋を借りようとしても「耳が聞こえない」との理由ですぐに断られたことが多いため)	市内不動産団体へ「障害者差別解消法」の合理的配慮などの周知を行ってまいります。また、高齢者や障害のある方などの入居を拒まないセーフティネット登録住宅(国の住宅セーフティネット制度により登録された民間賃貸住宅)の登録促進に努めてまいります。	—
92	FAX	第7条	・聴覚障害児の親に対しても、支援が行われる環境を作っていただきたいです。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
93	FAX	第7条	・夜間の派遣手話通訳者の負担、災害時の通訳の不安もあります。 聞こえない人が手話で生活できる環境の整備、更には障害があってもなくても、他者を理解し寄り添える人を育てる取り組みをお願いします。	手話言語を獲得又は習得、使用等する権利を守るための環境整備とともに、障害の種別や有無にかかわらず互いに理解し合い、助け合う地域共生社会を目指してまいります。	—
94	メール	第7条	きこえない人の多くは、手話で暮らせるきこえない人たちだけの居場所ではなく、自分が暮らし慣れた地域できこえる人とともに生きることを求めています。「伝わればOK」といわれることがあるように、コミュニケーション手段は手話だけにとどまりません。多様な視覚的情報・コミュニケーション手段を用いて関係性を築ける社会の構築を求めます。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
95	FAX	第10条	・聴覚障害者への理解	聴覚障害も含めて、障害の理解促進に努めてまいります。お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
96	FAX	第10条	・聴覚障害者の中には文章を読むことが苦手な方もいらっしゃるので、条例に動画の手話表現をつけてくださるようお願いいたします。また条例の逐条解説を付けていただけると有難いです。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
97	FAX	第10条	・条例ができたときに、文書を読むのが苦手な方もいるので手話での説明があると良いと思う。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—

No.	提出方法	条項	意見の概要	市の考え方	条例(案)への反映
98	FAX	第10条	・手話の基本的な挨拶、困り事などの表現を記した小冊子を作成し、市役所、各区役所、出張所、警察署、交番、消防署等の公共施設に配布し手話の必要な人に対する一助とし市民の皆様への手話の浸透を図ってはいかがでしょうか。	手話が手指や体の動き等を使用して視覚的表現を行う言語であることを踏まえ、手話言語の普及に動画の活用を検討しております。お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
99	メール	第10条	・「第15条 必要な事項は市長が定める」となっていますが、千葉県人づくり条例の解釈指針(逐条解説)のように具体例を示していただくと理解できる方が増えると思います。	条例の逐条解説につきましては、条例成立後、できるだけ早い時期に作成・公開する予定です。	—
100	メール	第10条	・やさしい日本語の概要も読み込むことが困難な方がいます。簡潔な文書、イラストや手話動画などで概要説明を作成してください。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
101	メール	第10条	・社会的に手話言語が普及すれば、聞こえない人の就労先が増え、生活も安定すると思います。	今後も条例の基本理念を踏まえ、手話言語の普及を促進してまいります。	—
102	FAX	第10条	・聞こえない人への理解と手話普及が大切に思う。	今後も条例の基本理念を実現するため、障害への理解や手話言語の普及を促進してまいります。	—
103	メール	第10条	・この度の条例(案)に逐条解説文をつけていただければ幸いです。参考として、千葉県手話言語条例に逐条解説文がございます。より多くの市民のみなさまに条例を理解していただくため、このような解説文を載せることご検討いただければ幸いです。	条例の逐条解説につきましては、条例成立後、できるだけ早い時期に作成・公開する予定です。	—
104	FAX	第10条	・聴覚障害者、ろう重複障害者の支援区分について認定員及び判定員が聴覚障害の特性を理解し正しい判定が出来るよう養成や研修を実施して欲しい。聴覚障害者・ろう重複障害者に於いて、それぞれに合ったコミュニケーション支援が受けられるように支援体制を整えて欲しい。	障害福祉サービスに係る障害支援区分の認定につきましては、認定調査員に対し、初任者向け研修及びフォローアップ研修を実施しております。今後も認定調査員の育成や審査会の適正な運営などを図ってまいります。また、聴覚に障害にある方についても、ろう者の方だけでなく、人生の途中で聴覚に障害を負われた中途失調・難聴者の方や、聴覚及び視覚双方に障害のある盲ろう者の方など、様々な障害の特性に対応した支援に取り組んでまいります。	—
105	FAX	第10条	「手話が言語である」と同時に聴覚障害の言葉「手話」について、誕生時より「聴覚障害」をご家族と共に理解される環境(行政:保健師訪問・聾学校・放課後児童デイ)、人生半ばで、中途失聴者・難聴者の方々との違いを理解していただくことが大切だと思います。	ご意見を踏まえ、手話言語を獲得又は習得、使用等する権利を守るための環境整備とともに、障害の状況により異なるコミュニケーション支援が必要であることの理解促進に努めてまいります。	—
106	メール	第10条	・本条例の逐条解説作成を求めます。手話言語条例と情報・コミュニケーション条例が入り混じってしまうことなく、うまく組み合わせつつ形で制定されるには、理念や定義の解釈がぶれてしまうことを防ぐ必要があると考えるからです。	条例の逐条解説につきましては、条例成立後、できるだけ早い時期に作成・公開する予定です。	—
107	FAX	第11条	・小・中・高生に手話学習の時間	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
108	FAX	第11条	・生まれた子供が耳が聞こえないことが分かったときに手話とつながれる環境を準備してほしい。 人工内耳の手術をすすめられるケースが多いと耳にするが、メリット、デメリットの説明がきちんとされていないように思う。	条例において、手話言語の獲得に係る権利を守るための環境の整備を進めることとしております。お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
109	FAX	第11条	・全ての幼稚園・保育所・小学校・中学校・高校・大学・専門学校にて手話体験・障害体験がなされるようにお願いします。様々な障害を理解してもらうために、一部の学校ではなく、全ての学校で様々な障害に触れる機会を1回ではなく持続的に設けてくださるようお願いします。将来の職業に手話通訳や障害者に関わる職業を目指す子どもたちが出てくると思います。 アイデア:全部の学校に手話指文字カルタを設置して遊んでもらう方法を希望します。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
110	FAX	第11条	・手話学習を言語学習として教育の一環に組み込んでくださるよう希望します。今、聴者であっても高齢になると、難聴者・聴覚障害者になっていくことが多いです。子どもの時から手話学習経験があれば、手話による会話が成立し、生活の質が向上します。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—

No.	提出方法	条項	意見の概要	市の考え方	条例(案)への反映
111	FAX	第11条	・警官や消防士などに手話を学ぶ機会を。 制定されたら、ぜひ病院の関係者や警察、消防隊の方々に手話を積極的に学んでいただきたいです。 耳が聞こえない夫がコロナで苦しんで救急車を呼んだ時も、車をぶつけられて警察を呼んだ時も私(当事者)そっちのけで車の免許を持たない耳が聞こえる娘を中心に話をされてものすごく心細い思いをしました。 私は耳が聞こえる娘が現場にいたからまだ良かったかも知れませんが、もし耳が聞こえない人が事故現場で警察を呼んだ時、耳が聞こえる相手とばかりお話をして完結されたらと思うと不安しかありません。 また、夫が苦しんで救急車で搬送されると決まった時、救急隊員に手話通訳者の派遣の依頼をしたがその方は知らない様子でした。(仕方なくこの時は筆談ですませました) 千葉市はせっかく、聴覚障害者が夜間に医療機関へ緊急搬送された際に手話通訳を利用できるよう24時間体制での取り組みをしています。 この取り組みを一層の周知、また救急隊員など皆さんにせめて日常手話ができるように手話を学ぶ機会を取り入れてほしいと思います。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
112	FAX	第11条	・小学生の国語教科は手話の指文字のあいうえおを書いていただきありがたいが、口話を書いてほしいです。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
113	FAX	第11条	第11条 千葉市主催による手話学習(手話通訳養成講座、手話講習会、ふれあいの家開催)は、聴覚障害者への理解の場作りとなっています。受講者の方・受講終了された方々は、手話サークルに通っています。また、千葉市聴覚障害者協会・千葉市手話サークル連絡協議会、全国手話通訳問題研究会千葉市班、ともに行事企画の中で、交流しています。この環境により、聴覚障害者への理解・支援・手話通訳者の育成へとつながっています。 千葉市身体障害者連合会窓口により教育現場での(障害を持つ当事者からお話など)啓発に尽力されていますので、今後も続けて頂きたいと思います。	今後も手話言語の普及促進を図ってまいります。	—
114	FAX	第11条	・小学校、中学校、高校での手話の学習や聞こえないこと、またその他の障害に対する理解のための学習を必修としていただきたいです。聞こえないことの体験、またその他の障害者とのふれあいを増やし理解を深めてほしいです。学校の判断にゆだねるのではなく、必修として上記を行ってほしいです。学校以外でも子ども、学生がすすんで手話を学べる場を作っていただきたいです。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
115	FAX	第11条	・どこでも話のできる人がいる(外国では学校で必ず手話を学ぶ)。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
116	FAX	第11条	・聞こえない、聞こえにくい為に誤解を受ける事も多く、地域で孤立してる高齢の方もいます。家族との交流もほとんどない人もいます。 行政が把握して訪問するなどひとりにさせない取り組みが必要だと思います。 コロナ渦でマスク社会となり、表情が見えない、口元が見えず公共の場、行政の場で大切な情報がお互いに伝わらず、意見を言わずに諦めてしまう人、わからないからまあいいかと鵜呑みにする人もいます。千葉市職員をはじめ、医療、福祉、企業で自発的な、または施策的な手話学習の場を設けて欲しいです。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
117	メール	第11条	・私たちが母語を獲得できるのは、常にことばのシャワーを浴びて育つからです。きこえない子どもたちがきこえる子どもたちと同様ことばのシャワーを浴びて育つには、手話が当たり前前に語られる社会が必要です。	条例において、手話言語の獲得に係る権利を守るための環境の整備を進めることとしております。お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
118	FAX	第12条	・恒例の区ごとのまつりの式典に、手話通訳を常備してほしい。(申請の形ではない)	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
119	FAX	第12条	・クリニック・病院・薬局で説明をもらうとなると、筆談になってしまい、時間を要し、細かく伝えることができないため、「遠隔手話通訳」の設備があると良いなと思っています。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
120	FAX	第12条	・ろう大学生のすべての授業に手話通訳を配置してほしい	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
121	メール	第12条	・病院受診の時、ためらわずに通訳がたのめるとなるとよいと思います。身体のこと、生活に注意が必要なことを伝えられれば、長く健康にすごせると思います。社会資源として手話通訳者の存在が周知されるとよいと思います。病院や入居施設で本人の代行で手話通訳の依頼をすることができるよう、周囲も依頼方法を共有できるとよいと思います。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
122	メール	第12条	・緊急時(救急車で搬送、警察)対応してくださる手話通訳がいっしょやるそうなので、病院、警察、入居系福祉施設は連携の準備があると聞こえない人は安心だと思います。又、福祉施設への入居もすすむと思います。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
123	FAX	第12条	・買物(デパート)、病院・駅、ホテル、公共の場は通訳が必要です。よろしくお願いします。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—

No.	提出方法	条項	意見の概要	市の考え方	条例(案)への反映
124	FAX	第12条	・病院、銀行、美容院など対面での対応の時、手話ができる職員の設置があれば、急な用があっても手話通訳の手配の手間がなくていい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
125	FAX	第12条	・区役所に複数の設置通訳者がいてほしい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、設置手話通訳者が不在の場合、他区の設置手話通訳者とパソコンを用いて遠隔で手話通訳を受けることができる体制を取っていますので、この仕組みも活用できるよう周知してまいります。	—
126	FAX	第12条	・久しぶりに手話サークルに行って、通訳が、色々な公的な施設には職員がいて思っていたのですが、常設的な人も少なく相談場所もないと思うのでもっと増やして対応できるようにしてもらいたい。耳の不自由な方への情報収集が困難なのでいろいろな手段でわかるようにしてほしい。	今後も、多様な障害の特性に対応したコミュニケーション支援に取り組んでまいります。お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
127	FAX	第12条	・区役所に手話通訳者がいないときは設置手話通訳者がいてほしい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、設置手話通訳者が不在の場合、他区の設置手話通訳者とパソコンを用いて遠隔で手話通訳を受けることができる体制を取っていますので、この仕組みも活用できるよう周知してまいります。	—
128	FAX	第12条	・公的施設(病院など)に手話の出来る職員がいてほしい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
129	メール	第12条	・区役所に複数の設置手話通訳者を置いて欲しい。行ってもいつも不在の時が多くて困っている。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、設置手話通訳者が不在の場合、他区の設置手話通訳者とパソコンを用いて遠隔で手話通訳を受けることができる体制を取っていますので、この仕組みも活用できるよう周知してまいります。	—
130	メール	第12条	・数十年前は千葉市から千葉市聴覚障害者協会に委託事業としての千葉市手話通訳者派遣事業があり、千葉市聴覚障害者協会としても当事業をきちんと実施して大きくなってきたところ、国の当時の大都市特例により、県に統合されました。現在では法律も変わり、大都市特例もなくなり、政令都市である千葉市にも当事業を担うことが出来るようになりました。 千葉市としても当条例の制定によつて現在実施している、千葉市聴覚障害者協会への委託事業である手話通訳者養成事業を発展させるだけでなく、千葉市手話通訳者派遣事業を千葉市聴覚障害者協会への委託事業として再発足出来たら、千葉市内の聞こえない人たちや一般市民などへきめ細かい対応が出来るのでは、と思います。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
131	FAX	第12条	・自治会の時は、通訳者がいた方がよいです。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
132	FAX	第12条	第12条 手話通訳者の設置(本庁1名 6区保健福祉センター各1名)は会計年度任用職員として雇用されています。視覚言語(口形からの日本語を理解する)双方の情報支援に対しての手話表現、日本語への変換技術、人と人をつなぎ向き合う力が必要です。 習志野市は正職員として採用です。身分保障への対応お願い致します。 職業として手話通訳を目指す若い方が増え、聴覚障害者自身が発言できる暮らしを目指したいです。	市役所の設置手話通訳者につきましては、専門性を活用し、極めて限定された特定の業務に従事するなどの特性から会計年度任用職員として採用しており、職務遂行上必要となる知識や技術、職務経験などを踏まえて処遇しております。お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
133	FAX	第12条	区役所に通訳者が不在の場合にオンライン設置してほしいです。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。設置手話通訳者が不在の場合、他区の設置手話通訳者とパソコンを用いて遠隔で手話通訳を受けることができる体制を取っていますので、この仕組みも活用できるよう周知してまいります。	—
134	FAX	第12条	・第12条に手話通訳者の設置の項目がありますが、実際は通訳者が不在で用がたせずに帰ったと訴えられました。この声はよく聞きます。身分を保障して働きやすく、聴覚障害者が安心できる制度にしていきたいと思います。	市役所への手話通訳の設置につきましては、専門性を活用し、極めて限定された特定の業務に従事するなどの特性から会計年度任用職員として採用しており、職務遂行上必要となる知識や技術、職務経験などを踏まえて処遇しております。お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、設置手話通訳者が不在の場合、他区の設置手話通訳者とパソコンを用いて遠隔で手話通訳を受けることができる体制を取っていますので、この仕組みも活用できるよう周知してまいります。	—
135	メール	第12条	・現在の手話通訳等派遣要綱(要約筆記含む)には制約があります。条例の主旨に合わせた見直しを求めます。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—

No.	提出方法	条項	意見の概要	市の考え方	条例(案)への反映
136	FAX	第13条	パブリックコメントを手話で提出できるようにしていただきたいです。また、条例案の内容やパブリックコメント募集の案内についても、手話で説明があると、わかりやすいのではないかと思います。 手話で撮影・録画した動画をインターネットにアップロードして提出したり、自分の最寄りの各区役所の通訳者に、手話で直接自分の思いを伝えることができれば、当事者の声がもっと届くのではないかと考えます。手話で聞こえない人の気持ちや思いを聞いて(見て)いただきたいです。今後、それが当たり前の社会になることを願っております。ご検討いただけると幸いです。	パブリックコメント手続きにおける意見提出は、内容の正確性を担保するため、電子メール、ファックス、書面を原則としておりますが、これらの手法による提出が困難な場合は個別にご連絡をいただき、他の手法での対応を都度検討することとしております。 お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
137	FAX	第13条	・連絡方法はFAXやメールのみにしてほしい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
138	FAX	第13条	・連絡方法はFAXやメールのみにしてほしい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
139	メール	第13条	・今回のパブリックコメント実施の案内を含め、千葉市からの情報を手話(動画)で発信していただきたいです。 (理由:手話言語は日本語と異なる言語であり、特に高齢の聴覚障害者は長文の日本語表記の内容を正確に理解するのが困難な場合があるため、障害特性に応じた手法である「手話」での周知が有効と思われるため。)	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
140	FAX	第13条	・千葉市のHPに手話の説明動画を作してほしい。	手話が手指や体の動き等を使用して視覚的表現を行う言語であることを踏まえ、手話言語の普及に動画の活用を検討しております。	—
141	メール	第13条	・色々な連絡方法は電話だけでなく、FAXやメールにして欲しい。また、色々な公式冊子などにもFAX番号、メールアドレスを記載して欲しい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
142	メール	第13条	・千葉市などの公式HPに手話動画での説明を入れて欲しい。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
143	メール	第14条	・第14条 災害上のコミュニケーション支援の「障害特性に応じた支援の充実に努める」とあります。この部分をより具体的に(例えば障害に応じた避難所を準備する、コミュニケーションボード、ホワイトボードを準備する、など)明記していただきたいです。 (理由:障害を持つ方が災害時に抱く不安はたいへん大きく、支援者が具体的な方法を事前に理解する必要があるため。)	障害特性に応じた支援は、避難所での対応をはじめ、様々な対応が想定されますので、条例では具体的な記載は難しいため、原文のままとします。 お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
144	FAX	第14条	・在宅の間、災害が起きてしまったときどうすればよいか分からない。家で待機するか、どこかへ避難するか迷うので、消防署からメールを送るなど、誰か連絡してほしい。	「ちばし安全・安心メール」に登録していただければ、災害時の緊急情報や防犯情報などを電子メールで受け取ることができます。また、市のSNS公式アカウント(LINE・X・Facebook)からも情報発信しておりますので、あわせてご利用ください。 今後も災害時における障害の特性に対応した情報発信に努めてまいります。	—
145	メール	第14条	・千葉市には万一の災害に、聞こえない人たちをスムーズに守れるような、避難所および対策本部を設ける場がありません。 聞こえない人が一般避難所にバラバラにいると把握しにくく、避難所内での対応がしにくくなります。また手話通訳者も行きにくくなります。 その為にも、聞こえない人が一堂に集まるような状況を作っておけば、対応しやすく、手話通訳者も行きやすくなり、聞こえない人の命が守れるのでは、と思います。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
146	メール	第14条	・障害者が災害時支援でコミュニケーションができるように「災害時支援スカーフ」があるといいと思います。習志野市が作成して配布しているのを知り、千葉市も必要だと思いました。	お寄せいただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。	—
147	FAX	その他	わからないよ。あまりないね。はっきりわかりません。	条例(案)の内容がわかりづらいという趣旨のご意見と承りました。条例制定後、内容を解説した逐条解説を作成するとともに、多くの方に理解していただけるよう、わかりやすい周知に努めてまいります。	—